第2章 法律の対象

本手引きにおいては、主に、フロン排出抑制法における、<u>第一種フロン類充塡回収業者(以下「充塡回収業者」という。</u>)、<u>第一種フロン類引渡受託者(以下「引渡受託者」という。)</u>が講ずべき措置を中心に説明するが、それ以外の主体も含め、法の対象となる物及び者について、以下のとおり解説する。

1. フロン類

法第2条 この法律において「フロン類」とは、クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 (昭和63年法律第53号)第2条第1項に規定する特定物質であるもの並びに地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項第4号に掲げる物質をいう。

フロン類の種類

施行規則

第1条

3 フロン類の種類は、国際標準化機構の規格817に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める種類とする。ただし、次項、第8条、第9条、第41条(第44条において準用する場合を含む。)、第49条、第51条、第52条、様式第1、様式第3及び様式第4においては、クロロフルオロカーボン、ハイドロクロロフルオロカーボン及びハイドロフルオロカーボンとする。

【概要】

フロン排出抑制法が対象とする「フロン類」とは、①オゾン層を破壊し、かつ、温室効果の非常に高いフロン (CFC(クロロフルオロカーボン)及びHCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)のうち、オゾン層保護法で特定 物質として規制されている物質)及び②オゾン層は破壊しないものの、温室効果の非常に高いフロン(HFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)のうち、地球温暖化対策推進法において温室効果ガスとして規制されている物質)である。

これらのフロン類の具体的な物質名は、第6章 p.97のとおりである。また、特にことわりのない限り、本手引きにおいて「フロン類の種類」とは、「冷媒番号別の種類」であり、国際標準化機構(ISO)の規格 817 に基づき、環境大臣・経済産業大臣が告示で定めるものである(第6章 p.98 参照)。

2. 第一種特定製品

法第2条

- 3 この法律において「第一種特定製品」とは、次に掲げる機器のうち、業務用の機器(一般消費者が通常 生活の用に供する機器以外の機器をいう。)であって、冷媒としてフロン類が充塡されているもの(第二種 特定製品を除く。)をいう。
 - ー エアコンディショナー
 - 二 冷蔵機器及び冷凍機器(冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を含む。)
- 4 この法律において「第二種特定製品」とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律 第87号。以下「使用済自動車再資源化法」という。)第2条第8項に規定する特定エアコンディショナーを いう。
- 5 この法律において「特定製品」とは、第一種特定製品及び第二種特定製品をいう。

【概要】

「第一種特定製品」とは、業務用のエアコンディショナー及び冷蔵冷凍機器(冷蔵又は冷凍の機能を有する 自動販売機を含む。)であって、冷媒としてフロン類が充塡されているもの(第二種特定製品を除く。)をいう。

上記の定義をそれぞれの要素に整理すると、以下の①~④のすべてに当てはまる機器のことを指す。

- ① エアコンディショナー又は冷凍冷蔵機器(冷凍冷蔵機能を有する自動販売機を含む。)である。
- ② 業務用として製造・販売された機器である。
- ③ 冷媒としてフロン類が充塡されている。
- ④ 第二種特定製品ではない。

【解説】

(1)エアコンディショナー又は冷凍冷蔵機器

エアコンディショナーと冷凍冷蔵機器のそれぞれの基本的な考え方は以下の表1のとおりである。また、日本標準商品分類における分類(表4参照)を参考に判断する。それでもなお、判断に迷う場合は、 当該機器の製造業者に確認する。

表 1 エアコンディショナーと冷凍冷蔵機器の考え方

分類	考え方		
エアコンディショナー	対象とする「空間」の空気の温度、湿度、流量、清浄度等を調整するため		
	の機器		
	(労働環境の維持や居住空間の快適性のための「保健空調(対人空		
	調)」と、物品の品質管理・保持や動植物の生育環境の維持等を目的と		
	して当該物品・動植物が存在する空間の空気を調整する「産業空調」が		
	含まれる。)		
冷凍冷蔵機器	物品の冷却、凍結、乾燥等の品質管理・保持等を目的として、 <u>対象と</u>		
	なる「物品」の温度・湿度等を調整するための機器		

(2)業務用の機器

業務用として製造・販売された機器とは、一般消費者が日常生活に使用するために製造・販売された機器以外の機器をいう。

使用等する機器が「業務用の機器」であるかどうかは、使用場所や使用用途ではなく、「その機器が業務用として製造・販売されたかどうか」で判断される。例えば、一般住居で使用されている"業務用として製造、販売された機器"は第一種特定製品に<u>該当</u>し、オフィスで使用されている"家庭用として製造、販売された機器"は、第一種特定製品に該当しない。

なお、家庭用のエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器については、家電リサイクル法の対象となる。 (詳細は第5章7.(2) p.91 を参照)

表 2 業務用の機器と家庭用の機器との見分け方

- ① 室外機の銘板、シールを確認する。
 - ・ 平成 14 年4月(フロン回収・破壊法の施行)以降に販売された業務用冷凍空調機器には表示義務があり、第一種特定製品であること、フロンの種類、量等が記載されている。
 - ・ それ以前に販売された業務用冷凍空調機器についても、業界の取組等により、表示(シールの貼付) が行われていることもある。
- ② 機器のメーカーや販売店に問い合わせし、確認する。

など

(3) 冷媒としてフロン類が充塡されている

フロン類とは、1. で記述したとおりである。

そのため、 NH_3 (アンモニア)、 CO_2 (二酸化炭素)、水、空気、HFO(ハイドロフルオレフィン)など、"フロン類以外"を冷媒として使用している業務用冷凍空調機器(ノンフロン機器)は、第一種特定製品には該当しない。

(4) 第二種特定製品

第二種特定製品とは、<u>自動車(自動車リサイクル法の対象のものに限る。)</u>に搭載されたエアコンディショナーのうち、<u>乗車のために設備された場所の冷暖房の用に供するもの</u>をいう。第二種特定製品に当たる場合は、その機器が業務用であったとしても、第一種特定製品には該当しない。

したがって、自動車リサイクル法が適用されない大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引車等については、乗員のための空調設備(カーエアコン)であっても第二種特定製品に該当しない。そのため、当該空調設備は、業務用であって冷媒としてフロン類が使用されている場合、第一種特定製品に該当する。カーエアコンが搭載されている自動車が自動車リサイクル法の対象に当たるかどうかについては、第5章7.(1) p.91を参昭.

また、冷凍・冷蔵車の<u>荷室部分の冷蔵・冷凍ユニット</u>は、業務用であって冷媒としてフロン類が使用されている場合、<u>第一種特定製品に該当する</u>ため、注意が必要である。

表 3 〈参考〉使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)(抄)

- 第2条 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第2条第2項に規定する自動車(次に掲げるものを除く。)をいう。
- 一 被けん引車(道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。以下この項において同じ。)
- 二 道路運送車両法第3条に規定する小型自動車及び軽自動車(被けん引車を除く。)であって、二輪のもの(側車付きのものを含む。)
- 三 道路運送車両法第三条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車(被けん引車を除く。)
- 四 前三号に掲げるもののほか政令で定める自動車

2~7 (略)

8 この法律において「特定エアコンディショナー」とは、自動車に搭載されているエアコンディショナー(車両のうち乗車のために設備された場所の冷房の用に供するものに限る。以下同じ。)であって、冷媒としてフロン類が充塡されているものをいう。

9~17 (略)

エアコンディショナー並びに冷蔵機器及び冷凍機器にそれぞれ分類されている機器については、日本標準 商品分類の大分類6: 中分類 56 冷凍機、冷凍応用製品および装置を基本にして、以下のように分類する。

表 4 第一種特定製品の種類

1 1	で、4 第一性行足衆ログ性類 				
	分類番号	商品名			
(1)	(1)エアコンディショナー				
		自動車用エアコンディショナー(自動車リサイクル法の対象の製品を除く)			
		・道路運送車両法第3条に規定する小型自動車又は軽自動車であって、			
		二輪車のもの(側車付きのものを含む)			
		・道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車			
•被けん引		・被けん引車			
	56212	鉄道車両用エアコンディショナー			
	56213	航空機用エアコンディショナー			
56219 その他輸送機械用エアコンディジ		その他輸送機械用エアコンディショナー			
5622 ユニット形エアコンディショナー		ユニット形エアコンディショナー			
	5623	除湿機			
	562411	圧縮式空気調和用リキッドチリングユニット(遠心式、容積圧縮式)			
	5629	その他の空気調和機			
	5651	空気調和装置(クリーンルーム等)			
(2)冷蔵機器及び冷凍機器					
	5612	コンデンシングユニット			
	5631	冷凍冷蔵庫、冷蔵庫及び冷凍庫			
	5632	ショーケース(内蔵型ショーケース、別置型ショーケース)			
	5633 飲料用冷水器及び氷菓子装置(冷水機、ビール・ソーダデイスペンサ、ソフトアイスクリムフリーザ等)				
	5634	5634 製氷機			
	5635	5635 輸送用冷凍・冷蔵ユニット			
	5636	5636 定置式冷凍・冷蔵ユニット			
	56371	56371 冷凍冷蔵リキッドチリングユニット(遠心式冷凍機・スクリュー冷凍機等)			
	56372	6372 ユニットクーラー (ブライン、直膨)			
	5639	5639 その他冷凍冷蔵機器			
	5641 ヒートポンプ式給湯器				
	5652 冷凍冷蔵装置(倉庫用·凍結用·原乳用等)				
	5659	その他冷凍機応用装置			
	58111	飲料自動販売機			
	58112	食品自動販売機			
	84481	ワゴン(搬送車)			
		·			

第一種特定製品の設置が想定される場所別の機器種類の例は次のとおりである。

表 5 第一種特定製品の設置場所別の種類の例

設置場所		機器種類の例
スーパー、百貨店、	全体	パッケージエアコン(ビル用マルチエアコン)
コンビニエンスストア		ターボ冷凍機、スクリュー冷凍機
		チラー、自動販売機
	A [] = 10 [H	冷水機(プレッシャー型)、製氷機
	食品売り場	ショーケース
		酒類・飲料用ショーケース ***********************************
	.S 22 10 10	業務用冷凍冷蔵庫
	バックヤード	プレハブ冷蔵庫(冷凍冷蔵ユニット)
Λ II. II. = π.	生花売り場	フラワーショーケース
公共施設	オフィスビル	パッケージエアコン(ビル用マルチエアコン)
	各種ホール	ターボ冷凍機、スクリュー冷凍機
	役所	チラー、自動販売機
> -3 -> A/ A -+		冷水機(プレッシャー型)、製氷機
レストラン、飲食店、	魚屋、肉屋、	店舗用パッケージエアコン
各種小売店	果物屋、食料品、	自動販売機
	薬局、花屋	業務用冷凍冷蔵庫
		酒類・飲料用ショーケース
		すしネタケース
		活魚水槽
		製氷機、卓上型冷水機
		アイスクリーマー
- エリ A 中が		ビールサーバー
工場、倉庫等	工場、倉庫	設備用パッケージエアコン
		ターボ冷凍機、スクリュー冷凍機
		チラー、スポットクーラー クリーンルーム用パッケージエアコン
		業務用除湿機
		■ 果務用除価機■ 研究用特殊機器(恒温恒湿器、冷熱衝撃装置など)
	学 技 · 定险	ビニールハウス(ハウス用空調機(GHPを含む)) パッケージエアコン(GHP 含む)
子仪寺	学校、病院	・ デラー
		業務用冷凍冷蔵庫
		自動販売機
		百動敗九機 冷水機
		製氷機
		表示機 病院用特殊機器(検査器、血液保存庫など)
		鉄道車両用空調機
在 刊 打攻7/A	2/\L	地下鉄車両用空調機
		地下鉄構内(空調機器(ターボ冷凍機など))
	 船舶	船舶用エアコン、鮮魚冷凍庫(スクリュー冷凍機など)
	航空機	航空機用空調機
	自動車	冷凍車の貨物室、大型特殊自動車、小型特殊自動車、
	口别牛	被牽引車

3. 管理者

法第2条

- 8 この法律においてフロン類使用製品について「使用等」とは、次に掲げる行為をいい、「管理者」とは、フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する責任を有する者をいう。
 - 一 フロン類使用製品を使用すること。
 - 二 フロン類使用製品をフロン類使用製品の整備を行う者に整備させること。
 - 三 フロン類使用製品を廃棄すること又はフロン類使用製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品 その他の製品の一部として利用することを目的として有償若しくは無償で譲渡すること(以下「廃棄等」 という。)。

【概要】

「管理者」(フロン類使用製品の所有者その他使用、整備発注及び廃棄等を管理する責任を有する者)とは、「機器からのフロン類の漏えいに実質的な責任を持ち、漏えい抑制のために必要な行動(費用の負担の判断等)をとることができる者」である。具体的には、製品の所有者その他適切な点検・修理等を行うことができる整備者を選択すること、整備者に対し適切な点検・修理等を行うよう指示すること、それらに必要な費用や体制の手当ての判断をすること等を行える者を指す。また、法人として所有する機器については、当該法人が「管理者」となる。

「管理者の判断基準」の遵守など第一種特定製品の管理者として実施すべき措置の詳細については、別途 作成する「第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き」を参照されたい。

【解説】

(1)管理者

管理者の基本的な考え方は次のとおりである。

原則として、当該製品の所有権を有する者(所有者)が管理者となる。

ただし、例外として、<u>契約書等の書面において</u>、保守・修繕の責務を所有者以外が負うこととされている場合は、その者が管理者となる。

- ※保守点検、メンテナンス等の管理業務を委託している場合は、当該委託を行うことが保守・修繕の責務の遂行であるため、委託元が管理者に当たる。
- ※所有者と使用者のどちらが管理者に当たるか不明確な場合は、まず、現在の契約を所有者と使用者の間で相互に確認し、管理者がどちらに該当するのかを明確にすることが必要となる。

(2) 例外に該当する事例

例外に当たる具体的な事例として、リース及び割賦販売等がある。既に以下のような内容を含む契約等を 締結している場合には、管理者の責務は使用者にあると考えられる。

表 6 機器の使用者(乙)が管理者とされている例

乙は、物件が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように保守、点検及び整備を行うものとし、当該機器が損傷等したときには、整備者に対し適切な点検・修理等を行うよう指示し、それらに必要な費用や体制の手当ての判断をすることの責任を担います。この場合、甲(所有者)は何らの責任も負いません。

(参考)リース、レンタル、割賦販売における一般的な考え方

一般的に、所有者と使用者が異なるケースは、第一種特定製品が、リースやレンタルで使用される場合が多いと考えられる。

以下に、①リース機器の場合、②レンタル機器の場合、③割賦販売の場合における、一般的な保守・修繕責務の所在(=管理者の判断方法)を示す。

①一般的に、リース(ファイナンス・リース、オペレーティング・リース等)による機器の保守・修繕の責務は、使用者側にあるとされている。

表 7 リースによる機器の保守・修繕の責務

リース物件の保守・修繕について

- ✓ <u>リース物件の保守・修繕</u>については、リース会社は責任を負わず、<u>ユーザー負担</u>となります。ゆえに、 契約に当たり慎重を要する所以です。
- ✓ リース契約では、ユーザーの費用負担で物件の保守・修繕を行うことが義務付けられていますが、実際にはユーザーとサプライヤー(またはメンテナンス会社)との間で保守契約を締結し、ユーザーがリース料とは別途に毎月の保守料を支払って、物件の点検、整備、故障の修理等をしてもらうことによりこれに対処することになります。

出典 中小企業庁 http://www.chusho.meti.go.jp/faq/jirei/jirei003.html

②一般的に、レンタルにおける物件の保守・修繕の責務は、所有者側にあるとされている。

表 8 レンタルによる機器の保守・修繕の責務

<u>レンタルは</u>、レンタカーやベビー用品、観葉植物など、不特定多数の人が使える物件が対象となります。 ユーザーはレンタル会社の在庫のなかから物件を選択します。短期間の賃貸借で、<u>物件の保守・修繕義</u> 務はレンタル会社が負います。

出典 独立行政法人中小企業基盤整備機構 http://j-net21.smrj.go.jp/establish/abc/manual/manual34_1.html

③一般的に、割賦販売における物件の保守・修繕の責務は、売買契約と同様と見なされることから使用者側にあるとされている。

表 9 割賦販売における機器の保守・修繕の責務

割賦販売とはいわゆる分割払い(クレジット)での販売のことで、代金を一定期間に分割して支払う販売形態です。割賦販売は支払い形態が違うだけで<u>通常の売買契約と同じ</u>です。物件はユーザの資産となり減価償却しますが、割賦料金を完済するまで所有権は留保されます。

出典 独立行政法人中小企業基盤整備機構 http://j-net21.smrj.go.jp/establish/abc/manual/manual34_1.html このほか、ビルや船舶などで、第一種特定製品が使用された機器等の運転・管理が他者に委ねられている場合においても、契約書等の書面において、保守・修繕の責任がどのように規定されているかによって判断が可能である。

また、区分所有や共有によりビルなどを共同所有している場合には、話し合い等を通じて管理者を1者に 決める必要がある。

4. 第一種特定製品廃棄等実施者

法第 41 条 第一種特定製品の廃棄等を行おうとする第一種特定製品の管理者(以下「第一種特定製品廃棄等実施者」という。) は、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類充塡回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類を引き渡さなければならない。

【概要】

第一種特定製品廃棄等実施者とは、第一種特定製品の廃棄等を実施する者をいう。

なお、法人として所有する機器については、当該法人が「廃棄等実施者」となる。

「第一種特定製品廃棄等実施者」として実施すべき措置の詳細については、別途作成する「第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き」を参照されたい。

【解説】

「廃棄等」とは

「廃棄等」とは、次の2つのことをいう。

- ① 機器そのものを廃棄すること
- ② 機器を「冷凍空調機器」として本来の目的では使用せず、当該機器の全部または一部を原材料(鉄や銅、アルミ等の再利用)や部品その他製品の一部として利用(再資源化)することを目的として、リサイクル業者等に有償もしくは無償で譲渡すること

なお、機器を中古品としてそのまま再利用(リユース)する場合は廃棄等に該当しない。

5. 第一種特定製品整備者

(第一種フロン類充塡回収業者等の責務)

法第6条 第一種フロン類充塡回収業者、第二種フロン類回収業者(使用済自動車再資源化法第2条第12項に規定するフロン類回収業者をいう。第29条第1項第2号及び第71条第2項において同じ。)、第一種特定製品の整備を行う者(以下「第一種特定製品整備者」という。)、第一種フロン類再生業者、フロン類破壊業者その他特定製品又は特定製品に使用されるフロン類を取り扱う事業者は、第3条第項の指針に従い、その事業を行う場合において当該特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のために必要な措置を講じなければならない。

【概要】

「第一種特定製品整備者」とは、第一種特定製品の整備を行う者をいう。

整備者として実施すべき措置の詳細については、別途作成する「第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き」を参照されたい。

【解説】

(1)第一種特定製品整備者に該当する場合

整備者には、設備施工、保守・修繕等の専門業者として機器の整備を行う者に加え、機器の所有者や使用者であって、自ら整備を行う者も含まれる。

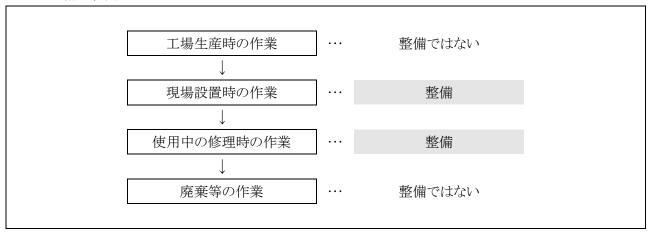
冷凍・冷蔵倉庫や食品工場の製造プロセスなどでは、第一種特定製品の管理者自らが機器の整備を実施しているケースが多いと考えられるが、これらの場合、当該管理者自体が「第一種特定製品整備者」となる。

整備者は、整備に際し、フロン類の充塡又は回収が必要な時は、第一種特定製品へのフロン類の充塡・回収の委託をする等の対応を取る必要がある。

(2)「整備」の範囲

機器の整備とは、機器の設置から廃棄前までに行われる設備施工、保守・修繕等の作業をいう。そのため、 本法律が対象としている「整備時の充塡」には、工場生産時の冷媒充塡は含まれないが、現場設置時の機器・ 配管等への冷媒充塡は含まれる。

表 10 整備の範囲



6. 第一種フロン類充塡回収業者

法第2条

10 この法律において「第一種フロン類充塡回収業」とは、第一種特定製品の整備が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充塡すること及び第一種特定製品の整備又は廃棄等が行われる場合において当該第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類を回収することを業として行うことをいい、「第一種フロン類充塡回収業者」とは、第一種フロン類充塡回収業を行うことについて第27条第1項の登録を受けた者をいう。

【概要】

「第一種フロン類充塡回収業者」とは、第一種特定製品に、冷媒としてフロン類を充塡・回収することを業として行う者として、都道府県知事の登録を受けた者をいう。

【解説】

「フロン類を充塡すること及び(中略)フロン類を回収することを業として行うこと」とは、充塡又は回収行為を 反復・継続して行うことを指すものであり、充塡又は回収を生業としているか否かや営利目的か否かを問うもの ではない。

第一種充塡回収業者に関しては法に様々な規定があり、フロン類の管理の適正化において重要な役割を担っている。「第一種フロン類充塡回収業者」が講ずべき措置については第4章(p.43~)で詳述する。

7. 第一種フロン類引渡受託者

法第 43 条

4 第一種特定製品廃棄等実施者から第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類の第一種フロン類充塡回収業者への引渡しの委託を受けた者(当該委託に係るフロン類につき順次行われる第一種フロン類充塡回収業者への引渡しの再委託を受けた者を含む。以下「第一種フロン類引渡受託者」という。)は、当該委託に係るフロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする場合(当該フロン類の引渡しに当たって当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。)には、あらかじめ、当該第一種特定製品廃棄等実施者に対して当該引渡しの再委託を受けようとする者の氏名又は名称及び住所を明らかにし、当該第一種特定製品廃棄等実施者から当該引渡しの再委託について承諾する旨を記載した書面(主務省令で定める事項が記載されているものに限る。)の交付を受けなければならない。この場合において、当該第一種特定製品廃棄等実施者又は当該第一種フロン類引渡受託者は、それぞれ、当該交付をした書面の写し又は当該交付を受けた書面を当該交付をした日又は当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

【概要】

「第一種フロン類引渡受託者」とは、第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類を、廃棄等実施者からフロン類充塡回収業者へ引渡しすることを委託された者をいう。他の引渡受託者から、充塡回収業者への引渡しについて再委託を受けた者も含まれる。

【解説】

(1) 引渡受託者の例

具体的には、業務用冷凍空調機器の廃棄物としての処理や再生品としての譲渡を受けた、建物解体業者や 廃棄物処理業者、再資源化事業者、金属スクラップ業者等が該当する。

業務用冷凍空調機器を有償で引き取る場合にあっても、引き取った機器を再び業務用冷凍空調機器として使用せず、部品等としてリサイクルする場合は該当する。

一方、引き取った業務用冷凍空調機器を、そのまま業務用冷凍空調機器として再利用(リユース)する場合は引渡受託者に該当することはない。再販するまでは引き取った者に、再販後は購入者に、第一種特定製品の管理者又は廃棄等実施者としての責務が生じる。

(2) 引渡受託者の役割

引渡受託者は、発注者から「委託確認書」の交付を受け、充填回収業者(フロン類の引渡しを再委託する場合は再委託先)に回付する必要がある。フロン類の引渡しの再委託を行う場合は、あらかじめ発注者(廃棄等実施者)が再委託を承諾する旨の書面(再委託承諾書)の交付を受ける必要がある。委託確認書の写し及び再委託承諾書の保存年限は3年である。充填回収業者への引渡し、委託確認書の回付は速やかに行う必要がある(再委託の場合も同様)。委託確認書を発注者が交付してから一定期間内に引取証明書が届かない場合や虚偽の記載があった場合は、廃棄等実施者から都道府県知事に報告される。

8. 特定解体工事元請業者

法第42条 建築物その他の工作物(当該建築物その他の工作物に第一種特定製品が設置されていないことが明らかなものを除く。)の全部又は一部を解体する建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)を発注しようとする第一種特定製品の管理者(以下この条及び第100条第1項第1号において「特定解体工事発注者」という。)から直接当該建設工事を請け負おうとする建設業(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第2項に規定する建設業をいう。)を営む者(以下「特定解体工事元請業者」という。)は、当該建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無について確認を行うとともに、当該特定解体工事発注者に対し、当該確認の結果について、主務省令で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

2 前項の場合において、特定解体工事発注者は、特定解体工事元請業者が行う第一種特定製品の設置の有無についての確認に協力しなければならない。

【概要】

「特定解体工事元請業者」とは、建築物等(その建築物等に第一種特定製品が設置されていないことが明らかなものを除く。)の解体工事等の発注者(特定解体工事発注者)から直接その工事を請け負おうとする建設業者のことをいう。特定解体工事元請業者は、解体時にフロン類の大気放出がされないよう、法に規定する必要な措置を講じることとしている。

【解説】

(1)解体工事等の際に必要な取組

建築物の解体工事等の際には、建物内にフロン類が充填されたままの第一種特定製品が設置・存置されている場合があり、そのまま解体工事に着手すると機器中のフロン類が大気中に放出されるおそれがあるため、フロン類の回収が必要となる。法第86条の「みだり放出禁止規定」は全ての者に適用されるものであり、機器を工事作業者が重機などで破壊し、みだりにフロン類を放出させれば、罰則適用の対象となる。

(2)特定解体工事元請業者の役割

特定解体工事元請業者は、解体工事、建て替え、リフォーム工事等を受注する際には、フロン類が充塡されている第一種特定製品の有無を事前に調査・確認し、発注者に書面(事前確認書)で説明する必要がある(なお、発注者には、確認のために建物に入ることの許可や図面の提供等、当該調査・確認への協力義務がある。)

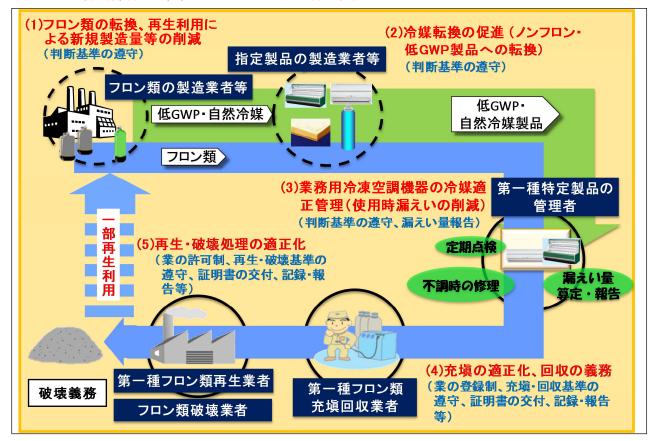
その確認の結果、フロン類の充填された機器が無いか、発注者が自ら、又は直接充填回収業者に依頼して フロン類の回収が行われたこと(フロン類の引渡しが行われたこと)が確認できれば、特定解体工事元請業者に はそれ以上の義務は発生しない。

一方、その確認の結果、フロン類が充填された機器が有り、フロン類の回収(充填回収業者への引渡し)を含めて解体工事を請け負う場合には、7. に記述した「第一種フロン類引渡受託者」となり、発注者から「委託確認書」の交付を受ける必要がある。

9. その他の関係主体

フロン排出抑制法では、フロン類のライフサイクルの各段階の主体が規制の対象とされている。

図 4 フロン排出抑制法で位置づけられている各主体の役割



(1)フロン類の製造業者等、指定製品の製造業者等

「フロン類の製造業者等」とは、フロン類の製造・輸入等を業として行う者をいう。また、「指定製品の製造業者等」とは、指定製品(第5章6. p.88 参照)の製造・輸入等を業として行う者をいう。

フロン類の製造・輸入量の削減や、フロン類使用製品のノンフロン・低GWP化の促進等の取組が求められる。

(2)フロン類を運搬する事業者

フロン排出抑制法においては、フロン類の運搬基準の遵守等の規定が定められている(第3章3.(3).p.72 参照)。同規定は充塡回収業者だけでなく、委託を受けて運搬のみを行う事業者にも適用される。

(3)第一種フロン類再生業者

「第一種フロン類再生業者」とは、第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類の再生を業として行う者として、国(環境大臣及び経済産業大臣)から許可を得た者をいう。

フロン回収・破壊法において、回収されたフロン類は、第一種フロン類回収業者から逆有償で引き取った者がみだりに放出することがないよう、原則として国の許可を得た破壊業者が破壊しなければならないとし、その他は第一種フロン類回収業者が自ら再利用すること等が例外的に認められていたのみであった。

しかし、適正性を担保する限りにおいてフロン類の再生を認めるという観点から、フロン排出抑制法においては、再生について新たに業規制を導入し、国の許可業者や、一定の要件を満たす第一種フロン類充塡回収業者は、フロン類の再生を行えることとした。

(4)フロン類破壊業者

「フロン類破壊業者」とは、第一種特定製品及び第二種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の破壊を業として行う者として、国(環境大臣及び経済産業大臣)から許可を得た者をいう。